

欠席した日の給食費の徴収について

高松市教育委員会
公益財団法人高松市学校給食会

1 児童生徒が欠席した場合の食数管理（給食費の徴収）について

- (1) 事前に保護者から申し出があれば、**3日前（土日祝日等を除く）**までは、給食を止めることができます。給食を止めた場合の給食費は徴収しません。

※給食を止めたい場合は、学級担任までお申し出ください。

- (2) 急な欠席については、給食を止めることができないため、給食費は徴収しますが、欠席が長期にわたる場合は、申し出のあった日から3日後以降の給食を止めることができます。この場合、欠席する期間を正確に確認し、食数管理する必要があります。（ただし、学級閉鎖の場合は（公財）高松市学校給食会の「給食事務処理について」によるものとなります。）

- (3) 給食費の算出方法や、給食を止めることができること等、給食費に関する情報について、学校のホームページでもお知らせする予定です。

- 注) 本市では使用する食材の量が多いため、給食実施日の2週間前に食数を確定し、発注しています。

学校給食の提供は確定した食数で発注を行い、保護者の方からいただいた給食費で食材料費を賄っています。

また、食材の発注は（公財）高松市学校給食会で、市内調理場分を一括で行っており、事務処理に時間を要することから締切は3日前としています。

給食費は主食費、副食費＋事務費（1円）、牛乳費で構成しており、食物アレルギー対応等によりそれぞれ主食、副食＋事務費、牛乳を中止することが可能です。この場合、中止した給食費は徴収しません。

例) 牛乳のみを止める場合は、主食費＋副食費＋事務費を徴収します。